

春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(占有者の協力義務)</p> <p>第12条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等第7条の規定により定められた計画に従わなければならない。</p> <p><u>2 土地又は建物の占有者は、家庭系廃棄物を排出する際、廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、廃棄物を出す場所を常に清潔にしておかなければならない。</u></p> <p>(排出禁止物)</p> <p>第13条 土地又は建物の占有者は、市長が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭系廃棄物を排出してはならない。</p> <p>(1) 有害性のある物</p> <p>(2) 危険性又は引火性のある物</p> <p>(3) 著しく悪臭を発する物</p> <p>(4) 特別管理一般廃棄物</p> <p>(5) その他作業及び処理に支障を及ぼすおそれのある物</p> <p>2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。</p>	<p>(占有者の協力義務)</p> <p>第12条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等第7条の規定により定められた計画に従わなければならない。</p> <p><u>2 土地又は建物の占有者は、家庭系廃棄物を排出するときは、市長が指定する袋を使用しなければならない。この場合において、廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、廃棄物を出す場所を常に清潔にしておかなければならない。</u></p> <p>(排出禁止物)</p> <p>第13条 土地又は建物の占有者は、市長が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭系廃棄物を排出してはならない。</p> <p>(1) 有害性のある物</p> <p>(2) 危険性又は引火性のある物</p> <p>(3) 著しく悪臭を発する物</p> <p>(4) 特別管理一般廃棄物</p> <p>(5) その他作業及び処理に支障を及ぼすおそれのある物</p> <p>2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。</p>